

参加表明書の内容及び作成方法

参加表明書は次の内容について作成すること。

1 記載上の留意事項

(1) 建設コンサルタント登録状況（様式第1その2）

建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録部門を記載する。なお、今回の業務で「都市計画及び地方計画」部門は必ず登録されており、以下の部門で登録があるものは記載する。

登録部門：「道路」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「施工計画、施工設備及び積算」、「農業土木」、「土質及び基礎」、「地質」

(2) 会社の同種業務の実績（様式第1その3）

ア 国及び地方公共団体又は特殊法人等（以下「国等」という。）が発注した同種業務の委託業務において、過去10年間（平成27年4月1日から参加表明書を提出する前日まで）に、元請として完了した業務を最大5件記載する。

【同種業務】宅地造成設計業務（概略、予備）（対象面積20ha以上）

イ 記載した業務を受託したことを証明する書類として契約書の写し、業務内容が確認できる仕様書等を提出すること。

(3) 配置予定技術者の保有資格及び同種業務の経験（様式第1その4）

ア 配置予定の技術者（以下「予定技術者」という。）及び同種業務の経験を記載すること。管理技術者は技術士（建設部門－都市及び地方計画）または国土交通省登録技術者資格（都市計画及び地方計画）資格を有するものであり、担当技術者のうち少なくとも1名は技術士（建設部門－施工計画、施工設備及び積算）または国土交通省登録技術者資格（施工計画、施工設備及び積算）の資格を有するものであること。

イ 予定技術者については、以下のとおりとする。

（ア）管理技術者は必ず配置し、再委託はしないこと。

（イ）技術提案書に記載した予定技術者は、技術提案書が特定された場合、当該業務に必ず従事させることとする。予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合に限る。

ウ アの管理技術者、担当技術者については、国等が発注した同種業務の委託業務において、過去10年間（平成27年4月1日から参加表明書を提出する前日まで）に、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した完了した業務を、最大5件記載する。

【同種業務】宅地造成設計業務（概略、予備）（対象面積20ha以上）

エ 同種業務の経験欄に記載した業務を証明する書類として契約書の写し、業務内容が確認できる仕様書等を提出すること。また、その業務の技術者として従事したことを証明した書類として、業務計画書等の書類を提出すること。

オ 予定技術者が資格を取得していることがわかる書類（登録証の写し等）を提出すること。

様式第 1 その 1

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

愛知県公営企業管理者

企業庁長 権田 裕徳 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

令和 7 年 9 月 5 日付けで手続開始の公示のありました用地造成事業 設計
委託業務（その 3）に係る簡易公募型プロポーザル方式による手続への参加
を希望します。

なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当する者並びに破産者
で復権を得ない者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違
ないことを誓約します。

記載担当者

氏名

会社名、所属部・課名

電話番号

注) 参加表明書として様式第 1 その 1 からその 4 までを提出すること。

様式第 1 その 2

登 録 状 況

会社名 _____

登 録 規 程 等 の 題 名	登録番号	登 録 年 月 日	登 録 部 門
(記入例) 建設コンサルタント	番 号	年 月 日	(記入例) 道路部門 鋼構造及びコンクリート部門 トンネル部門

注 1) 建設コンサルタント登録規程 (昭和 5 2 年 4 月 1 5 日建設省告示第 7 1 7 号) に基づく部門を記載すること。

注 2) 登録年度ごと記載すること。

様式第 1 その 3

同種業務の実績

会社名 _____

業務名					
発注機関名					
契約金額					
履行期間					
業務の概要					

注 1）同種業務の実績は合せて最大 5 件まで記載することができる。

注 2）記載した業務に係る契約書の写し等を提出すること。

様式第1その4

予定技術者の経験等

会社名 _____

管理 技術 者の 経験	氏名		生年月日	
	資格			
	同 種 業 務 の 経 験	業務名	発注機関	履行期間
担 当 技 術 者 の 経 験	氏名		生年月日	
	資格			
	同 種 業 務 の 経 験	業務名	発注機関	履行期間

注1) 同種業務の経験は合せて最大5件まで記載することができる。
注2) 予定技術者が取得している資格が確認できる書類(登録証の写し等)を提出すること。
注3) 記載した業務に係る契約書の写し等を提出すること。

(参考資料)

「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限りです。

- 1 国、県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」
 - (1) 公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」
 - (2) 組織に県が加わっている特別地方公共団体（一部事務組合）
 - (例) ・名古屋港管理組合（愛知県、名古屋市）
 - ・愛知県競馬組合（愛知県、名古屋市、豊明市）
 - (3) 地方公社
 - ① 地方道路公社法に基づく道路公社
 - (例) ・愛知県道路公社（「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー（前田建設工業株式会社中部支店）を含む）
 - ・名古屋高速道路公社
 - ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設立した「土地開発公社」
 - ③ 地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」
 - (4) 認可（指定）法人
公共（益）施設を設置又は整備する機関で、個別の法律により国の認可、指定等を受けた法人
 - (例) ・日本下水道事業団（日本下水道事業団法）
 - ・中部国際空港株式会社（中部国際空港の設置及び管理に関する法律）
 - 2 市町村と同等の発注機関として認める「特殊法人等」
 - (1) 市町村が設立した特別地方公共団体（一部事務組合）
 - (例) ・△△環境管理組合
 - (2) 個別の法律により市町村が設立した法人
 - (例) ・〇〇市土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律）
 - ・〇〇市住宅供給公社（地方住宅供給公社法）
 - 3 上記1及び2以外の法人で、これらと同等の発注機関として認める法人
- ＊注意事項
- 1 特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
 - 2 旅客鉄道株式会社各社は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令第1条に規定がないため該当しません。
 - 3 自治体が出資している法人（いわゆる第3セクター等）であっても、個別の法令により「公共工事」を発注することが認められる法人に限られます。